

# 成年後見制度による選挙権剥奪を考える

## ～「もう一度選挙に行きたい」 選挙権の回復を求めて～

平成12年に始まった成年後見制度は各地で利用が進み、障害のある人の親なき後の問題や権利擁護のために必要な制度となっています。しかしながら、成年後見制度を利用することにより、後見類型になると、公職選挙法の規定により選挙権が失われます。

これまで選挙に行っていた人の多くが、財産の管理や身上監護のために後見人をつけると、とつぜん選挙に行けなくなるのです。権利擁護のための制度が、選挙権という重大な人権を侵害するという問題です。全日本手をつなぐ育成会はこの問題について早くから取り組み、問題提起を続けてきました。

また、本年2月1日には、公職選挙法の規定が違憲であるとして裁判が東京で提起されました。その後も、札幌、埼玉、京都など各地で同様の裁判がはじまっています。これを機に全日本手をつなぐ育成会でも、公職選挙法の規定削除を求めて署名活動を展開しています。

これらの動きをご紹介するとともに、改めてこの問題の重大性について考える機会として、院内集会を開催します。ぜひご参加くださいますようお願いいたします。

今回の院内集会は本年3月16日に予定されておりましたが、東日本大震災の発生により延期させていただいておりました。その際にお申し込みいただいた方も、改めてお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

● **日時**：2011年11月17日（木）13時30分～16時（13時受付開始）

● **場所**：衆議院第一議員会館一階 多目的ホール（東京都千代田区永田町）

最寄駅：国会議事堂前駅（地下鉄丸の内線・千代田線）

永田町駅（地下鉄半蔵門線・有楽町線・南北線）

● **主催**：社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会

● **スケジュール**（予定）：

1. **開会挨拶** 北原 守（全日本手をつなぐ育成会 理事長）
2. **当事者から** 「もう一度選挙に行きたい」  
名兒耶匠（東京地裁訴訟の原告）  
名兒耶清吉（名兒耶匠さんの後見人）  
他地域での訴訟当事者および関係者（調整中）
3. **署名について** 松井美弥子（全日本手をつなぐ育成会権利擁護推進センター運営委員委員長）
4. **基調報告** 「成年被後見人の選挙権を制限することの是非」  
戸波江二（憲法学者・早稲田大学教授）
5. **シンポジウム** 「選挙権剥奪問題と選挙権の実質的保障について」  
【シンポジスト】 杉浦ひとみ（弁護士、後見選挙権訴訟代理人）  
戸波江二（憲法学者・早稲田大学教授）  
細川瑞子（全日本手をつなぐ育成会権利擁護推進センター運営委員）  
【コーディネーター】 大石剛一郎（弁護士、後見選挙権訴訟代理人）
6. **閉会挨拶** 片桐宣嗣（全日本手をつなぐ育成会 副理事長）

総合司会：関哉直人（全日本手をつなぐ育成会権利擁護推進センター運営委員、弁護士）※敬称略

● 参加費：無料

● 定員：180名

※入館証は数に限りがあるため、事前のお申し込みのない方はお断りする場合があります。  
※手話通訳が必要な場合はご用意いたしますので、事前にご連絡ください。

● しめきり：2011年11月10日（木） ※定員になり次第、締め切ります。

● 参加申込・問い合わせ先

全日本手をつなぐ育成会・院内集会係

ファクス：03-3578-6935

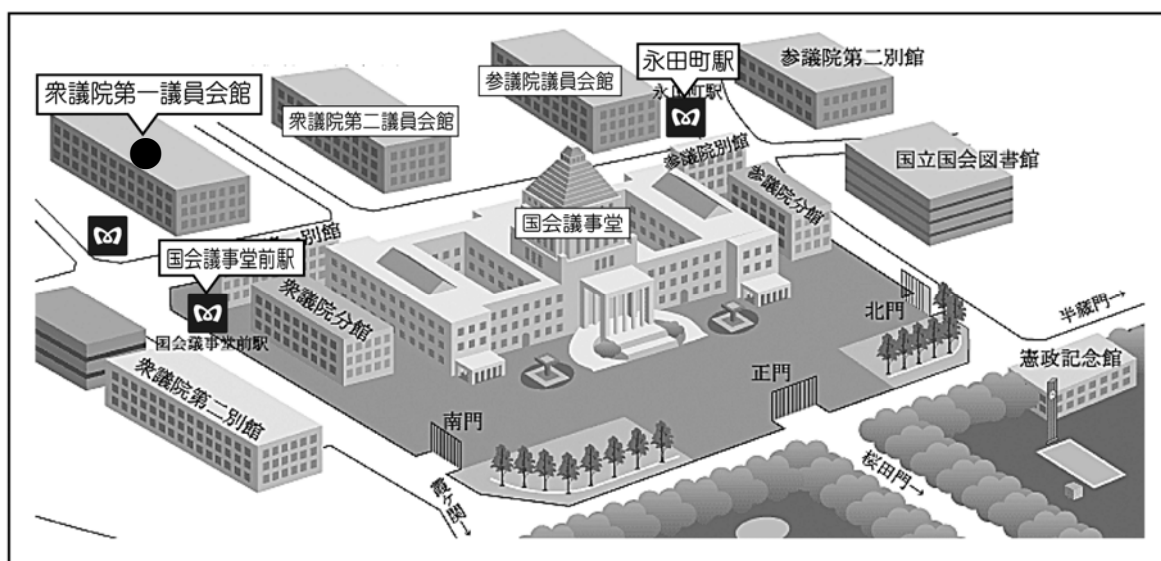
メール：apply@ikuseikai-japan.jp

※申込記入欄にお名前・ご所属・ご連絡先をご記入いただき、上記までお送りください。受付証の発行や受領連絡などはいたしませんのでご了承ください。

【申込記入欄】

お名前	ご所属
代表者ご連絡先（電話番号）・備考	

● 会場地図：衆議院第一議員会館 1階多目的ホール（最寄駅：地下鉄国会議事堂前駅、永田町駅）



※入場には通行証が必要です。衆議院第一議員会館入口ホールで当会担当者より通行証をお受け取りください。